営業収益
電気事業営業収益
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分　発受電量比
託送収益
その他託送収益　料金収入比
事業者間精算収益　料金収入比
再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。）　発受電量比
電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
電気事業営業費用
廃炉等負担金　料金収入比
原子力発電費
使用済燃料再処理等拠出金費
使用済燃料再処理等既発電費　発受電量比
接続供給託送料（インバランスに係る費用（再エネ特措法施行規則第21条第２号に掲げる額（以下「インバランスリスク料」という。）を含み、みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電量比
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　発受電量比
電源開発促進税　販売電力量比
事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比
開発費　料金収入比
開発費償却　料金収入比
電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
財務収益　料金収入比
６．　［略］
⑴～⑶　［略］
⑷　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑷において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給に係る費用（以下「離島供給費用」という。）及び離島供給費用以外の費用（以下「非離島供給費用」という。）に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、事業者の指定旧供給区域内の電気の周波数

営業収益
電気事業営業収益
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分　発受電量比
託送収益
その他託送収益　料金収入比
事業者間精算収益　料金収入比
再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。）　発受電量比
電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
電気事業営業費用
廃炉等負担金　料金収入比
原子力発電費
使用済燃料再処理等拠出金費
使用済燃料再処理等既発電費　発受電量比
接続供給託送料（インバランスに係る費用（再エネ特措法施行規則第21条第２号に掲げる額（以下「インバランスリスク料」という。）を含み、みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電量比
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　発受電量比
電源開発促進税　販売電力量比
事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比
開発費　料金収入比
開発費償却　料金収入比
電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
財務収益　料金収入比
６．　［略］
⑴～⑶　［略］
⑷　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑷において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給に係る費用（以下「離島供給費用」という。）及び離島供給費用以外の費用（以下「非離島供給費用」という。）に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、事業者の旧供給区域内の電気の周波数の値

第明治三十五種郵便物認可